

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (5) (19. 2 定)			
日 時	平成 19 年 6 月 29 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 3 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	齊藤 (陽) 委 員 長、成田 (晃) 副 委 員 長、吹田・高橋・山田・ 井川・斎藤 (博)・新谷・北野 各 委 員		
説 明 員	市 長、副 市 長、教 育 長、水 道 局 長、総 務・財 政・経 済・市 民・ 福 祉・環 境・建 設・港 湾・教 育 各 部 長、総 務 部 参 事、保 健 所 長、 会 計 管 理 者、小 樽 病 院 事 務 局 長、消 防 長、監 査 委 員 事 務 局 長、 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長、農 業 委 員 会 事 務 局 長 ほか 関 係 理 事 者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、吹田委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が高橋委員に、成田祐樹委員が吹田委員に、中島委員が新谷委員に、山口委員が斎藤博行委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、民主党・市民連合、平成会、共産党、自民党、公明党の順といたします。

民主党・市民連合。

斎藤（博）委員

それでは、何点かお聞きしていきたいと思います。

中央バスの山手中通線について

最初に、中央バスの関係なのですけれども、山手中通線について、何点かお尋ねしていきたいと思います。

まず、4月に入りまして、小樽駅前を起点として、いわゆる中央バスの山手中通線が走っているわけなのですが、走るに至った経過なのですけれども、これは小樽市としてこういった働きかけをしたのか、まず経過についてお聞かせいただきたいと思います。

（市民）総合サービスセンター 所長

この路線につきましては、従前から、市役所ですとか、図書館、市民会館、体育館等の官庁がありまして、非常に人がよく来るといことで、また近隣のバス停から見ますと、すべてから山の上、上り坂になっているという地理的条件がございます。そういうことで、中央バスとしましても、利用者が相当あるのではないかということを考えまして試行に当たったわけなのですけれども、これについての現在の試行につきましては、実際、採算がとれるかどうかというのが大きな問題になるということがございまして、それを見極めるため、まず試行という形で4月1日から実施しているということがございます。

斎藤（博）委員

まだ試行が始まって3か月程度だというふうに思うわけですが、現状を見る限りでは、それなりの利用もあると、そういうふうには思っているわけなのですけれども、現状について何か押さえているものがあつたら教えてください。

（市民）総合サービスセンター 所長

現状でございますけれども、午前10時から午後3時30分の間、12便、30分置きに運行しております。1便当たりの乗客数で言いますと、4月は7.3人、5月は7.8人と、若干でございますが増えているという状況でございます。中央バスとしましては、まだ採算ベースに乗ったところまでは至っておりませんが、今後ともできるだけ利用者の増に向けて頑張っていきたいということございました。

斎藤（博）委員

採算ラインというのは、中央バスにとっては大事なファクターだというふうに思います。

一方で、新聞なんかを読んでいますと、今回、試行だということで、たしか10月の末で一応試行が終わるのだという、そのような報道もあつたかと思えます。ただ、地域的な問題も含めて、このバスの運行に対する期待というのは非常に強いものがあるわけでありまして、今聞きましたように、小樽市の方から地理的な問題、地形的な問題で中央バスに要請していた、そういった経過があつて、今、試行中というふう考えているわけなのですけ

れども、降雪期を含めて冬に向けた運行について、小樽市としては今後どういった考え方、どういった立場で臨んでいこうとしているのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

市民部長

今のバス路線の関係でございますけれども、私どもが、試行していただく段階では、先ほど所長の方から答弁申し上げましたけれども、やはり中央バスにしても採算が合うか合わないかということがひとつ大きな要素になるという、そういった中で動いていまして、当然この今のルートを見ますと、やはり幅員が狭いとか、あるいはバスを運行するためのバスレーンが切っていないとか、それから今は一方通行でやっておりますけれども、冬場はやはり急な坂を上っていかなくてはいけない、おりていかなくてはいけない、そういったさまざまなクリアしなければならない条件等もあるものですから、そうしたことから試行した結果、先ほどどのような利用者の数もございますでしょうし、あるいはまた利用者の時間帯のお話もあるかもしれません。さらにまた、運行していく中で、対面車あるいはまた後続からの追越し、いろいろなことでの交通の事情、そういったものも把握されてございますので、そういったものを聞きながら、市としてもどういった対応ができるのか。やはり冬場となりますと、夏場とは違う大きな環境変化、雪あるいはまた氷、そういったものもございますので、その辺は今の状況を十分打合せをする中で、どのような対応ができるのか、中央バスと話をしてみたいというふうに思っています。

斎藤（博）委員

今の答弁のスタンスとしては、小樽市としては、この試行を踏まえて、冬期の運行について実施するというか、実施するのは中央バスなのですけれども、やってもらいたいという立場で中央バスと協議していききたいと、そういう考えだということによろしいでしょうか。

市民部長

今のような形の中で、1 便当たり 7.8 人という人数がどうかということもございまして、中央バスの意向もございましてけれども、私どもとしては、地理的、地形的なことからいいますと、やはり利用される市民にとっては利便性がある路線ではないかというふうには思っております。ですから、そういった中で、何とか継続できるように、我々内部の中でも話をしながら条件整備、そういったものを話し合ったいというふうに思っています。

斎藤（博）委員

小樽市の方としても、当然難しい問題も出てくるのかという気もしないではないのですけれども、出てくる条件をクリアしていってほしいというふうに思います。

現時点で、中央バスとの協議の中で、中央バスの方から、3 か月やったその数字の問題はわかりましたけれども、道路の問題等、先ほど来、小樽市の方として一定の問題意識、冬場については思っているというようなことの答弁をいただきましたけれども、中央バスとの協議の中で、具体的に中央バスの方から、例えばこれとこれについてというような要望なり、要請なり、相談、そういったものはあったのでしょうか。

（市民）総合サービスセンター所長

私どもは中央バスの窓口になっておりますけれども、まだ試行中でございますので、具体的に、そういった冬に向けてといった部分で向こうからの御要望ですとか、そういうのは聞いてはおりません。

斎藤（博）委員

私、先日、中央バスの方にちょっとお邪魔する機会がありまして、地元ということもあるものですから、その存続についてのお願いということも含めてちょっとお話をさせていただいた中では、やはり中央バスの方としても、相当冬場の問題については心配している。それで、これからいろいろ整備しなければならない問題もあるのですけれども、例えば道路の除雪の問題なんか大変心配している部分がありまして、例えば今年、除雪対策本部が 11 月ぐらいにでき上がってくるだろうというふうに思うわけですが、現行のバスが走っている道路の中で、洗心橋から入船公園の方におりて、そして天上寺につながっていく道が、今までバスは全然走ったことがない、冬場で

すね。逆に、天上寺から昔の入船交番の方におりていく道については、スーパーシガの方につながっている道なのですけれども、これは聞くところによると、除雪の車とか、いろいろ通る関係もあって、非常に除雪はよく行われているように聞いているのですけれども、今言われている三浦外科肛門科医院のところから下におりていくというふうに言った方がわかると思うのですけれども、そして入船公園を巻くようにして天上寺におりていく道路、この除雪というのは、今年の状態ですと、こういった状態だったのかということをお聞かせいただきたい。

それで、こういうふう小さいながらも路線バスが走るようになった場合、建設部の方としてはこういったことを考えていこうとしているのか、そういったあたりがあったらお聞かせいただきたいと思っております。

建設部次長

今のお話にありました入船公園の正面の入り口のところから福寿荘の前を通過して天上寺の横に出て行く道路のことだと思いますが、その部分につきましては、建設部の方では、市道にはなっているのですけれども、道路の位置づけとしては、やはり生活幹線道路としていまして、冬場の除雪についてはバスを通すという幹線道路の位置づけには、現在なっていない。除雪の水準としましては、1種、2種、3種とあるのですけれども、そのうちの2種の3、大きく5段階あるのですけれども、上から3番目の真ん中のグレードのランクになります。通常、バス路線ですと、一般には1種路線になっているところがほとんどでございますけれども、今の段階では、2の3路線ということで、ランクとしては高い方ではありませんので、除雪の回数についてはかなり少ない形になります。ですから冬場のバスの運行であれば、当然除雪の水準についても考えていかなければならないと思います。

あと、入船公園付近は道路幅員が13メートルほどありまして広いのですけれども、一部天上寺の横のところでは狭いところがありまして、6メートル前後ぐらいの狭い道路になります。そういうところがあるものですから、雪はかき分け除雪ということで行っているのですけれども、その雪を置いていく場所がないわけですから、当然なければ排雪の回数をどうするかという、そういう検討も今後バス路線の位置づけになったときには除雪についての検討も必要かと思っております。

斎藤（博）委員

小樽市の方から働きかけがあって始まったこのバスの運行でありまして、やってきて、それはそれなりの採算的な部分は、多少でこぼしてでも市民のニーズがあるわけでありまして。市民部と建設部で答えているからそうなんですけれども、小樽市としては、冬場の運行についても中央バスの方に申し入れていきたいと、そういったような考え方をお示しいただいていると思います。そういった中では、最後にお話しされた冬場の条件の部分では、大変難しい部分もあると思いますけれども、この間の経過なり、利用状況なり、そして中央バスなりの意向を考えたときには、十分小樽市として、市民の要望にこたえるような手だてを考えていただきたいと、そういうふうに要請したいと思うのですけれども、その部分どうでしょうか。

市民部長

今の路線の関係でございますけれども、実は私どもは当初中央バスと話していた中でいくと、確かに今の天上寺の横にルートとして出てきているのですけれども、中央バスと話したときには、私どもとしては、シガの前のロードヒーティングがかかっている部分、要するに現教育委員会庁舎の前を通過していく、あのルートを含めて検討してほしいということで、私どもとしては中央バスとも話した経過がございます。そういうことになりますと、今のうちに、確かに狭い部分もございまして、いろいろな問題点があると思いますので、私どもとしましては中央バスとの話し合いをする中で、また建設部とも十分調整する中で、ルートも含めて、あるいはまた当然地先の方々の調整も出てくると思いますので、そういったものを総合的に、精力的に調整していきたいと考えてございます。

斎藤（博）委員

同じような質問なのですけれども、建設部としてのお考えがあったらお聞かせ願います。

建設部長

路線に関しての利便性を図るということについては、建設部も全く異議を申すものではありません。ただ、冬の運行となりますと、交通安全というのが我々としては使命になります。そういった意味では、市民部と連携をして、中央バスの方と連携した中でどんなことができるのか、今、市民部長が答弁申し上げましたように、ルートの問題も含めて議論できるかと思っていますので、それはこれから、早い段階で十分詰めていきたいと思えます。

齋藤（博）委員

よろしくお願ひしたいと思えます。

質問をかえたいと思えます。

市税の滞納とインターネット公売について

財政の問題との兼ね合いもあるのですけれども、小樽市の市税の滞納状況、滞納を解消する、そういった努力の部分について何点かお尋ねしたいというふうに思えます。

最初に、現在、何回か委員会でも聞かれている部分で重複しているのですけれども、税目別の滞納額について、お聞かせいただきたいと思えます。

（財政）納税課長

税目別の滞納額ですが、まず市民税は 4 億 9,087 万 1,466 円、それと固定資産税が 23 億 8,332 万 7,724 円、それと軽自動車税につきましては 1,195 万 6,418 円、たばこ税はなしです。それと、特別土地保有税が 57 万 800 円、それと入湯税はなしです。それと、都市計画税が 5 億 2,020 万 3,010 円、合計では 34 億 692 万 9,418 円となっております。

齋藤（博）委員

それなりの額で滞納があるというふうに思えます。また、納税交渉等で大変苦労しているだろうというふうには思うわけですが、やはりいろいろな事情もありますし、こういった現状だろうというふうには思えます。

その次にお聞きしたいのは、そういった中で、いわゆるその納税のための差押えということが行われているかというふうに思えます。大きく差し押さえる対象となるのは、不動産、それから動産、それからいわゆるその預貯金とか、そういった債権があるかと思えますけれども、どこかの時点で結構なのですから、今の言っている大きく三つに分けているのですけれども、このような考え方で、差し押さえている件数と滞納額をお聞かせください。

（財政）納税課長

平成 18 年度の実績でお答えしたいと思えます。それとあと、滞納額ではなく充当額で押さえているものから、それでお答えいたします。

まず、今、大きく言いまして、動産、不動産ということなのですが、動産につきましては 18 年度ゼロ件なのですから、それと不動産、これが 24 件で 50 万円の充当額がありました。

次に、預貯金、給与等なのですから、これが 171 件で 1,395 万円充当されています。それと、所得税、道税の還付金なのですから、これにつきましては 240 件で 807 万円の充当がありました。その他ということでは、売掛金とか、あと生命保険等の配当金が 7 件ありまして、これが 6 万円で、18 年度は 442 件で充当額は 2,258 万円となっております。

齋藤（博）委員

442 件で 2,258 万円の充当額があったということですが、それぞれ動産とか預貯金等々、いろいろ調べてやっているだろうというふうには思えます。その中で、動産の差押えはゼロ件という答弁があったわけなのですから、これはなぜこういうゼロ件という形になっているのか、原因があるのかというふうには思うわけなのですから、お聞かせいただきたいと思えます。

（財政）納税課長

動産のゼロ件なのですから、一般的に不動産や給与や預貯金等ですから、比較的差押えはしやすいので

す。銀行とかがありますので、財産調査は、その中ではしやすい方なのです。動産となりますと、どうしても強制捜査的なことが伴うことや、あと差し押さえた物件の管理、保管等にも経費がかかる、事務もかなり煩雑になるということもあるのです。それで、いざそれを今度換価するために公売をやろうとすると、買手が少ないということで、なかなか見つからないという欠点といいますが、不調に終わるということがありまして、なかなか換価が困難なものですから、どうしても費用対効果から、非常に効率が悪いということで、現在、差押えというのは小樽市ではやっておりません。

齋藤（博）委員

確かに、そういう実情もあるのかというふうに思うわけです。そういう中で、最近、話題になっていますけれども、いわゆる動産の差押えとの兼ね合いの中で、差押え物件を専門としたインターネットオークションが開かれています。そういった中での取引みたいのも結構進んできているということがあって、これは前段おっしゃっている強制的に調べに入らなければならないとか、物件の保管・管理という部分はあまり改善にならないという気もするわけなのですけれども、ただ先ほど、最後に言ったその換金の部分の壁という部分については、相当違った効果があるのかと、そのようなことも考えられるのですけれども、改めてこの、差押物件のそのインターネットオークションで換金していく、その辺について押さえているものがあつたら、お聞かせいただきたいと思います。

（財政）鈴木主幹

インターネット公売でございますけれども、これは自治体などの各行政機関が税金の滞納者から差し押さえました不動産ですとか、動産、財産を国税徴収法などに基づきまして、インターネットオークションのサービスを利用して売却する手続の一部でございます。

このインターネット公売のメリットとしまして挙げられる点でございますけれども、インターネットを利用するということから、より多くの入札者を確保できるということがございます。また、多数の人が参加するということから、通常の市場価格よりは高めで落札するという傾向にございます。したがって、税収の増加効果、こういったことが期待できるということがメリットなのではないかと思えます。

齋藤（博）委員

いろいろな効果があつたかという話を何度か読んだ経過がありまして、予想以外の効果としては、やはりインターネットですから、関心のある方は日本じゅうでこの市場を見ていることもあるのですが、予想を超えた効果も期待できるのではないかとということもあります。そういった意味で、小樽市として、この部分について、動産だけでなく、当然、不動産も含めてインターネットオークションをかけていくことになるのかもしれませんが、今後、小樽市として、そういった新しい方法について、どういった考え方に立っているのか、今後の対応について、決まっていることがあつたらお聞かせいただきたいと思えます。

（財政）鈴木主幹

今、委員がおっしゃいましたように、現在、全国で、約200ほどの自治体がこのインターネット公売に登録しております。道内を見ますと、北海道の道税事務所の関係ですけれども、こちらをはじめとしまして、札幌市など11の市町が登録済みであると聞いております。

先ほど納税課長の説明にもありましたけれども、これまで当市で実績がありませんでした動産の公売実施に向けまして、環境整備といいますが、これを図るという観点から、このインターネット公売というのは非常に効果的な手法であると思えます。したがって、今後、この導入について検討してまいりたいと考えております。

齋藤（博）委員

ぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、3番目の質問にかえたいというふうに思います。

職員の中途退職者について

最初に、代表質問でも少し触れさせていただいているのですけれども、過去 4 年間の職員の中途退職についていろいろ教えていただきました。

まず、中途退職者というのは、たくさんいるというのはわかるわけなのですけれども、職場単位、いわゆる部単位ぐらいで押さえているものがあつたら、4 年間の総数でもいいので、退職者数を教えていただきたいと思います。

（総務）職員課長

中途退職者の数でございます。部局別にお答えします。総務部が 3 人、財政部が 2 人、市民部が 5 人、福祉部が 13 人、保健所が 7 人、環境部が 1 人、建設部が 3 人、港湾部が 1 人、会計課が 1 人、教育部が 17 人、消防本部が 12 人、水道局が 6 人、小樽病院が 7 人、第二病院が 1 人、合計で 79 人でございます。

斎藤（博）委員

どういった年齢の方が中途退職を選ばれているのか、そういったあたりについてお知らせいただきたいと思いません。

（総務）職員課長

年齢別の中途退職者でございます。26 歳が 3 人、それから 28 歳から 33 歳まで、各歳刻みでございますけれども、1 人、1 人、1 人、2 人、3 人、1 人となっております。それから、37 歳が 2 人、42 歳が 3 人、44 歳から 47 歳までが 1 人、2 人、3 人、2 人となっております。49 歳から 60 歳までは、これも各歳刻みでございます。1 人、1 人、5 人、4 人、1 人、2 人、2 人、7 人、6 人、10 人、13 人、2 人となっております。こちらも合計で 79 人となっております。

斎藤（博）委員

わかりました。4 年間で 79 人、まあ 80 人として、年間大体 20 人ぐらいの中途退職者の方がいる、そういった現状だろうというふうに思います。

パワーハラスメントについて

それで、質問をかえますけれども、最近よく聞く言葉の中に、職場におけるというふうに限定させていただきますけれども、パワーハラスメントという言葉をよく聞きます。聞いたことがないと言われると議論にならないのですけれども、セクハラという問題もありました。その後ぐらいに使われている言葉ですけれども、パワーハラスメントという言葉があるわけなのですけれども、これをどのように小樽市の方としては理解されているか、お聞かせいただきたいと思いません。

（総務）職員課長

パワーハラスメントでございますけれども、よく略称でパワハラというふうに言われておりますけれども、一言で簡単に言ってしまうと、上司から部下へのいじめといったこととなりますけれども、上司という立場を利用して、業務に関係ないことでありますとか、指導の領域を超えた嫌がらせを繰り返し行った状態、そういった状態だというふうに聞いております。

斎藤（博）委員

組織の中で発生する部分なのですけれども、小樽市全体の中で、こういったパワハラの問題が起きたときに、これを所管するというのも変なのですけれども、例えば相談したいとか、そういった窓口というのは、小樽市の中ではどこにあるのか、お知らせいただきたい。

公平委員会事務局長

私、総務部総務課長が併任発令されておりますので、その立場で答弁させていただきます。公平委員会の規則で、実は小樽市職員の苦情の処理に関する規則、こういうものを制定しておりますので、今、御質問の中でのパワーハラスメントそのものかどうかというのはいろいろ議論があるかと思うのですが、勤務条件その他の、いわゆる人事管理に関する苦情の申出ですとか、相談、そういうものを受け付けるといいますか、その相談に応じるという部分

で、公平委員会がその意味では一部窓口にもなり得るのかというふうには考えております。

齋藤（博）委員

小樽市職員の苦情の処理に関する規則、公平委員会というふうなことになるわけですし、ただ一般的に公平委員会に苦情を持ち込むときというのは、俗に言うと不当な処分と、本人にとっては了解できないような処分の絡みの中で、まさか処分した人に文句を言うわけにいかないの、公平委員会というようなことだったのではないかとこのように思われます。今言われている人事管理に関する苦情というふうにも言われても、私が言っているのは相談窓口ですから、なかなかパワーハラの、そういった部分にはどうかというふうにも思います。仮に、ここがそうなのだというふうにも想定したらというか、そういう答弁をいただいているのですけれども、ここでパワーハラで苦しんでいるなり困っている職員、これはもう職員という意味では、全部の職員、管理職だって職員ですから、いろいろな立場の人がいるいろいろな形でそのパワーハラスメントに直面するというようなことは考えられるわけですから、そういった意味では、仮に相談したいと思ったときには、この公平委員会の規則で対応しなさいと言われたときに、具体的にはどこにどういうふうにしていくのかということをお知らせいただきたいと思っております。

公平委員会事務局長

職員の苦情に関する規則、これをちょっと説明させていただきますけれども、地方公務員法の改正に伴いまして、国の方では、人事院での苦情の処理というものがございまして、そういうようなものを地方公務員の制度の中にもという形で取り入れられておりますけれども、基本的には一般職に属する職員が対象で、一部例外がございまして、そういう方が勤務条件その他の人事管理に関する苦情がある場合、手続的には、窓口が公平委員会事務局、総務課の方になりますけれども、そちらの方に申し出ていただいて、公平委員会としては、公平委員が今3名いますけれども、そのうち弁護士をされています関口委員に苦情相談員という形で委員を指名いたしまして、これの相談の事務を委任しているような形ですので、何かあった場合、私どもの方を通して、その内容等に応じて、その公平委員会の苦情相談員にお話をつないで相談等に乗るというふうな形になるものでございます。

齋藤（博）委員

少しずつ詰めていきますけれども、私が、今聞いた話で、私が心配しているような市役所の中でのそのパワーハラスメントの相談窓口として、これは果たしてどうなのかと、総務課長の方に、こういうことがありましたと言いに行くことができ、きちんと説明できるというのは大変なことだというふうにも思うわけなのですけれども、過去に、このことについて、このパワーハラだけではなくて、もっと広く言うと、苦情処理に関する規則に該当するような相談が、総務課ではなくて、いわゆる公平委員会事務局の方に持ち込まれた案件というのはあるのでしょうか。

公平委員会事務局長

この規則がまだできて日が浅いこともございますけれども、そういう形で現実に取り扱ったという事例はございません。

齋藤（博）委員

そういうふうになると、現実問題として、小樽市役所の中でのそのパワーハラスメントがあるかないかという議論になってしまうのですけれども、私は大変心配しているわけでありまして。そういった中で、今こういう規則に基づいた窓口があるということはお聞かせいただきましたけれども、なかなかその実効性なり、本当に困っている人のための制度なのかということ、なかなかそうはなっていないのではないかとこのように思います。私は、やはり市役所のその情報公開とか情報共有というのは、市民の皆さんにもいろいろ言わせてもらっているわけなのですけれども、市役所の中での意思疎通なり、いわゆる民主的に組織が運営されているというのは大変大事なことだというふうにも、私は思っているわけなのでありまして、そういった意味で、私は、弁護士の関口先生を苦情処理相談員というふうにするのであれば、やはりはっきりと外部にこういう、セクハラでもパワーハラでもそうなのですけれども、市役所の組織を通じないところで相談の窓口をつくっていく、そういったことも含めて、実効性のある対策という

ものをとらないと、やはり市役所の中ではなかなか見えないところでいろいろなことが起きているのではないのかと、私はそう思っています。

代表質問以来、ずっと中途退職者の話をさせていただいているわけなのですが、聞いていくと、やめる方にはそれぞれ理由があるだろうというふうに言われます。苦情処理、パワハラがあったらどうするのだと言ったら、こういう窓口があります。実際、今まで 1 件の相談もございませんというような話なのですけれども、では本当に何も無いのかというと、必ずしもそうすっきりしたものではないというふうに私は思っております。改めて実効性のある対策、弁護士的外部委託、窓口の外部の設置等を含めて検討いただきたいというふうに思うのですけれども、改めて考え方をお示しいただきたいと思います。

総務部長

やりとりを聞かせていただきましたけれども、今お話がありましたように、苦情相談員を通じての相談や訴えというのは、確かに実態としてはないというふうに聞いているのですけれども、これだけの大きな組織ですから、多くの職員がいますので、必ずしもすべての職場が良好な環境でパーフェクトになっているかと言われれば、必ずしもそうは言い切れない部分もあると思うのです。そういう意味では、セクハラにしる、パワハラにしる、ある意味では、そういう行為が発生しづらい職場環境というのですか、そういうものをつくるというのがまずは大事なことで、職場のあり方というのが大切だと思うのです。そういう意味でも、管理職の果たす役割というのは非常に大きいわけですから、その中で管理職自身の力を発揮して、何とかそういう職場環境をつくっていくというのが大変大切なことかと思っています。

ただ、問題は、今御指摘のようなことが仮にも小樽市の職場の中にあってはならないというふうに思っていますので、私どもとしても今御提案の部分の検討もさせていただきますけれども、まずは今の御趣旨なども含めて、各職場に周知徹底して、仮にも小樽市の中でこんなことのないように、そんな話をさせていただきながら、少し研究させてもらおうかというふうに思っています。

斎藤（博）委員

その窓口の設置ですが、私は、極端に言えば、全職員の健康保険証の裏に、セクハラとパワハラの場合は関口弁護士の個人の自宅は失礼でしょうけれども、要は総務部を通じないで相談できるシステムがあるのだということを書いて、職員の方に持たせてやるくらいはしてほしいと思うし、先ほど職員課長が説明したように、このパワハラというのは、上下関係で発生しているわけですから、総務部長がおっしゃるように、管理職に頑張ってもらって、その管理職がやっていたらどうにもならないわけですから、ぜひそういったことを含めて、早急に目に見えるような対策をお願いしたいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

吹田委員

店舗の防火対策について

毎年、いろいろなところで、火災等による悲劇が起きておりますけれども、小樽でも、火災というのは結構起きているわけです。そういう中で、とくに飲食店等を事業、商売としている方について、その 1 点を質問したいのですけれども、小樽市内でカラオケ店といっているところは軒ぐらいいりますか。

（消防）予防課長

小樽市内のカラオケの店舗数でございますけれども、稲穂地区に 2 店舗、花園地区に 1 店舗、新光地区に 1 店舗、色内地区に 1 店舗、築港地区に 1 店舗、市内には合計 6 店舗ございます。

吹田委員

カラオケ店といいますと、基本的には、火気を使うか、使わないかということが、大変そういうものについては影響するのですけれども、実際に調理等を行っているところというのはどのぐらいありますでしょうか。

（消防）予防課長

カラオケ店舗のうち、調理を行っているのは2店舗となっております。いずれも、冷凍食品等を電子レンジで加熱処理して提供するものでありまして、油を使って本格的な調理をするということには行ってないということでございます。

吹田委員

こういう商売のやり方があるわけですね。やはり最新のそういう防火設備になっていないような気もするのですけれども、こういうところで、カラオケ店等について、これは開店の場合は許可制なのでしょうか、それとも申請主義なのでしょうか。

（消防）予防課長

カラオケ店舗が許可制か、申請かということにつきましては、消防法上の規制ではございませんので、その件についてはちょっと承知してございません。

吹田委員

では、そのカラオケ店の消防設備などについて、査察等の関係ですけれども、これにつきましては、例えば施設によっては防火の関係では、一つには、難燃材を使うとか、いろいろなもののそういう規制があるのですけれども、こういうところにつきましては、火災の発生を食い止めるような形の、そういういろいろな設備の関係では、どのような形で、どのような対象となっているのでしょうか。また、実際の査察の中でも、そういうものについてどのような形でチェックを行っているのでしょうか。

（消防）予防課長

このような施設、不特定多数の方が使う施設につきましては、それぞれ施設の規模・構造等によりまして、消防設備等の設置が義務づけられております。基本的には、消火器、自動火災報知設備、誘導灯、その他規模によってさらに大きな設備が必要となるものもございます。

吹田委員

この査察につきましては、年に何回か、それから、これは事前に通知してやるのか、それとも事前にそういうものがなく行くのか、これはいかがでしょうか。

（消防）予防課長

不特定多数の方が使うこのような施設につきましては、基本的には、年に1回以上、立入検査を実施しております。

なお、1月20日の宝塚市におけるカラオケ店の火災があったような場合につきましては、事前に通告をせずに営業時間中に立入検査をして、実情を把握しております。

吹田委員

実際の査察の中で、今までに問題のあったもの、こういう点で問題になったと、そのことについてはいかがでしょうか。

（消防）予防課長

カラオケ店の査察につきましては、1月20日に宝塚市で発生した火災の後、私も1月23日、24日、2日間にわたって6店舗、事前通告なしの立入調査を実施しております。その折、3店舗について、防火管理上、消防設備上の不備がございました。3月に、その改善状況の確認をしたところであり、さらに6月にも再度、その改善状況について確認しております。6月末には、不備事項についてはすべて改善済みということで報告を受けております。

吹田委員

その改善事項というのは、具体的にはどういうことでしょうか。

（消防）予防課長

指摘の事項につきましては、このような施設については、カーテンは防災製品でなければならないのですが、一部防災ではないものが使われていたというところがございます。

それからもう一点は、客室の避難口誘導灯が消灯していたというところございました。これにつきましても、既に改善済みでございます。

吹田委員

このような中で、火災のそういう予防ということで義務づけていますけれども、今後、査察を進めていかなければならないという問題での方針的なものはいかがでしょうか。

（消防）予防課長

カラオケボックス等の施設につきましては、閉鎖的な室内での娯楽でありまして、火災が発生した場合につきましては、避難が非常に困難になるということが予想されております。したがって、利用者に対する防火安全について、施設関係者に強く訴えながら、消防設備、防火管理上、不備のない施設として営業するよう指導してまいりたいと考えております。

吹田委員

このカラオケ店関係とは少し離れますけれども、市内に小さな客商売をする古い建物が結構ありまして、1階建ての形もありますけれども、2階というか、一つの建物の2階部分も使っている建物もありまして、それは、そういう部分では何かあった場合については、とても無理だという感じがよく見受けられますけれども、やはり消防ではそれについてのことにつきましては、どういう形で見ているのか。また、そういう査察をされているかと思えますけれども、それにつきましては、どのような視点で見ているのか、いかがでしょうか。

（消防）予防課長

古い建物で、用途が分かれている対象物等につきましては、不特定多数の方が使う。用途を変更して使用している施設もたくさんありますことから、こういう商業店舗等につきましても、消防設備等の充足、それから防火管理の充実について、これからも指導をしてまいりたいというふうに考えております。

吹田委員

小樽は、大変観光地となっておりますので、やはり不特定多数の客が来られるわけですから、そのようなところで何かがありますと、そういう部分ではほんのちょっとしたことで、やはり不安を感じて客が来なくなるということがあるような気がしております。ですから、私としては、そういう部分をやはりきめ細かな、そういった消防の方の査察とか、助言とかという部分を含めまして、また、そういうことをやる方々が、そういうことをしっかりと見ていただいて、やはり安心して、そういうところに皆さんが憩い集まれるようにしていただきたいというふうに思っています。ぜひともこれからは、消防の皆様方には、この防火という点についてしっかりと進めていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

新谷委員

税制改正について

初めに、代表質問でも伺いましたけれども、税制改悪による住民負担増についてお伺ひします。

代表質問で聞きました、65歳以上の二つのモデルケースの場合、一つは65歳単身で年金220万円、もう一つは65

歳以上の夫婦で、夫のみの年金収入が250万円の場合、この負担増が平成17年度から19年度にかけて、どれだけ増えているか、市民税、国民健康保険料、介護保険料、各年度の総計と差額を教えてください。

（財政）税務長

委員がおっしゃいましたモデルケースで答えさせていただきますけれども、まず65歳以上単身者のケースで、対前年度比で比較いたしますと、国民健康保険料につきましては、平成17年度9万7,710円、18年度11万5,980円で1万8,270円の増、19年度は12万3,480円で7,500円の増、介護保険料につきましては、17年度4万380円、18年度5万3,470円で1万3,090円の増、19年度は6万3,460円で9,990円の増、市民税につきましては、17年度は非課税、18年度は非課税から1万5,800円の課税、19年度は2万8,200円で1万2,400円の増となっております。

次に、夫婦とも65歳以上の2人世帯のケースであります。国民健康保険料につきましては、17年度15万4,420円、18年度16万3,270円で8,850円の増、19年度18万5,340円で2万2,070円の増、介護保険料につきましては、17年度8万760円、18年度13万2,210円で5万1,450円の増、19年度は同額ですのでゼロ円。市民税については、17年度非課税、18年度は非課税から1万1,500円の課税、19年度は1万7,100円で5,600円の増となっております。

新谷委員

総計と差額も教えてください。平成17年度は、それぞれ足して幾らで、19年度は幾らで、その差額は幾らというので出してください。

（財政）税務長

平成17年度につきましては、65歳以上単身で申しますと、市民税非課税ですので、国民健康保険料、介護保険料で13万8,090円、18年度につきましては、国民健康保険料、介護保険料合わせまして18万5,250円、それと、19年度につきましては21万5,140円となっております。

それと、65歳以上2人世帯でございますけれども、17年度につきましては、市民税非課税ですので、国保料と介護保険料では23万5,180円、18年度につきましては市民税も含めまして30万6,980円、19年度につきましては33万4,650円となっております。

差額につきましては、65歳以上単身者のケースでございますけれども、国保料、介護保険料、市民税を合わせますと、17年度、19年度の差では、7万7,050円ほどとなっております。

それと、65歳以上2人ケースの場合でございますけれども、これにつきましては9万9,470円となっております。

新谷委員

平成17年度税改正の前と後では、このように大変負担があるということがわかったと思うのですけれども、今、このように負担が大変厳しくなっております。私の手元に、これは他市の例ですが、京都地方労働組合総評議会による最低生計費試算総括表というのがあるのですけれども、最低生活、75歳平均の方は222万732円必要だと。それから、高齢者夫婦、75歳、70歳の場合は374万5,620円ということで、これが最低の生活費だということが出されております。これについては、資料も示しておりましたが、いかがでしょうか。決して、最低ではない、ぜいたくということではないと思うのですけれども、これだけのものは必要だというふうにお考えでしょうか。

（財政）税務長

この、先ほど言われました資料でございますけれども、これはどのような目的でつくられたのか、ちょっと私もわかりませんが、あくまでも一般的なものを載せてあるのではないかと思いますし、このような収入があるということであれば、最低限の生活の中では、税で申しますと、収入での非課税限度額がありますけれども、それらと比較しますと、それを若干上回る程度の収入があるということですので、さほど厳しいものではないのではないかとというのが私の感想でございます。

新谷委員

この、京都と小樽ではそれぞれ生活環境は違いますけれども、居住費として4万2,250円、また4万7,850円とい

うことで 4 万円台と、決して高くはない、小樽と変わらないわけです。こういう、今厳しいものではないとおっしゃいましたけれども、これを見ると、本当に一つもぜいたくしているものはありませんし、これだけはやはり必要だということで、何もいい例ではないのです。

それで、いずれにしましても、年金課税の強化、それから定率減税の廃止などで、自民、公明の政権の責任は大きいと思うのですけれども、今年 3 月の第 1 回定例会で聞きましたけれども、定率減税の廃止、公的年金控除の縮小、高齢者控除の廃止などで、昨年度は 3 億 2,700 万円の市民負担増となりました。今年は、定率減税の廃止分 2 億 1,000 万円、合わせて 5 億 4,000 万円の負担増になっているわけです。昨年度は、非課税から課税になった人は、4,300 人のうち 4,100 人が 65 歳以上ということで、とりわけこの 65 歳以上の方々には、非課税から課税になったことによって雪だるま式に負担が増えているということは、これまで何度も言ってきたことなのです。そのうち税改正前の 17 年度と比べ 19 年度の負担増は、これは 3 月の第 1 回定例会で聞いたことですが、国保料が 1 億 3,300 万円、介護保険料が 2 億 7,300 万円、そのうち、本人非課税の第 1 から第 4 段階で 1 億 1,100 万円の負担増になっております。この分だけを合わせると、2 億 4,400 万円なのですが、市民の皆さんが本当に負担が重くなって、何とかもう介護保険料を安くしてほしいとか、国保料が安くならないのかという声がたくさん寄せられているわけですけれども、5 億 4,000 万円負担増になったこの分で、市にも入ったわけですから、国保料、介護保険料の引下げや低所得者対策を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

財政部長

昨年の高齢者の方の部分の税負担の増ですとか、その辺の部分については、確かにそういうこともあるとは聞いております。

また、今回の税制改正に伴う部分、定率減税の廃止というのは大きかったとは思いますが、その部分で市民税を含めた住民税の負担感が増している、それは当然制度がそうってしまったもので、そのとおりだと思います。一方で、所得税が減額になっているという中で、総体の税制改正でありますし、それから市財政トータルとしてみれば、委員もよく御存じのとおり、交付税等の中で地方財源というのは抑えられておりますので、そういう中で、今のようなお話はちょっとなかなか難しいのかと。ですから、そういうことがあるとすれば、それぞれの制度の中で、それが改善されたときに、そういう判断もあるかもしれませんが、現状の中ではそういうことにはならないのではないかと思います。

新谷委員

住民税について

それでは、お聞きしますけれども、住民税というのはどんな性格のものなのですか。

（財政）税務長

個人の住民税の性格でございますけれども、住民にとって社会共通のサービスを行う上で必要とする費用をそれぞれの負担能力に応じて分担し合うという性格の税と理解しております。

新谷委員

国税に比べて、やはり行政サービスを受けるための費用負担ということで、それでは市として、どれだけ住民のサービスを行っているかといえば、この間、大変負担をかぶせてきたわけですね。負担増は、もう最初に計画していた以上に負担がかぶさっているということも、何度も議会答弁の中で明らかになっておりますけれども、やはり今言ったこの国保料と介護保険料の 2 億 4,400 万円、この負担軽減をしてもなおかつ 3 億円、余ると言ったら変な言い方ですが、まだ 5 億 4,400 万円から見たら、それだけ負担増をかぶせているわけです。ですから、代表質問でも言いましたけれども、課税標準 200 万円以下の人たちが 70 何パーセントもいるわけです。そういう中で、いかに市民の暮らしを守っていくかということでは、やはりもっと負担を軽減していかなければ、本当に生きていく希望もなくなってくるのです。だから、そういうことでは、もう少しこの財源を低所得者対策などに充てて、どれにど

れだけというのは専門である皆さんが考えていただきたいと思うのですけれども、やはりその分を充てていく、再度その点ではいかがでしょうか。

財政部長

御主張でございますけれども、その低所得者の方、あるいは高齢者の方にとって税負担が増していると、住民税の部分で増えているというのは事実でございますので、否定するものではございませんけれども、国全体の税制改正の中での仕組みでございますので、その部分につきましては、一自治体として行えることの限度はあるということで、市全体の財政の仕組みの中では、なかなかそういうことにはならないのではないかと考えております。

新谷委員

相変わらず冷たい答弁ですけれども、市には独自の減免制度などもありますよね。介護保険料なんかは独自でできるわけでしょう。だから、国の制度があったとしても、市で行えるものもあるのですから、やはりその点をもうちょっと考えていただきたいと思うのですけれども、市長は、どうお考えですか。

市長

その 1 点だけとらえて、ここで増えたのだから減らせという議論というのはちょっとなじまないといいますが、我々は受け入れられない。どうしてもと言うのであれば、どこかのサービスを削ってそちらに回すとか、現在やっている範囲の中でしかできないというのが現実ですから、今のこの赤字財政の中で果たしてそこまでできるのだろうかという、そういう疑問は感じます。

新谷委員

市民のためには余りお金を使いたくないというのが見え見えですけれども、それでは、最低限暮らしを守るために減免制度や税控除の制度があります。これをいかに市民に広く知らせて活用していただくかということで、これも代表質問で取り上げましたけれども、昨年の広報を見ると、非常にそのお知らせが少ないです。国保の減免は、6 月、7 月、2 回ありました。それから、介護保険の保険料、利用料は 7 月 1 回、それから軽自動車税減免が 6 月 1 回、そのほか水道・下水道も 1 回でした。市民税、固定資産税は、減免制度があるのにお知らせをしておりません。市民税については、広報などでお知らせするというようなお答えでしたけれども、固定資産税の減免もありますので、ぜひこれも知らせていただきたいと思いますが、いかがですか。

（財政）税務長

税に関しましては、我々、一般的にお知らせしているのは、税制改正等があったとき、課税をほとんど対象として広報などでお知らせしているところでありますけれども、減免につきましては、基本的には課税される方を対象としておりますので、我々としましては、その納税通知書の中に税制改正や、あるいは税計算などの方法などとあわせて、減免を行えますということも記載しております。けれども、それらが小さくなっておりますので、なかなか納税者の方も見落とすということもございますので、私どもとしては、広報おたる 8 月号に改めて掲載するよう準備をしているところでございます。

新谷委員

障害者控除の周知について

それから、一つ一つお聞きしますけれども、介護認定を受けている方が該当となる障害者控除、これは税控除ですけれども、それも広報には見当たりません。代表質問では平成 17 年度、18 年度部分を聞きましたが、総数では、この控除の証明を受けている人は何人ですか。

（福祉）地域福祉課長

現在の障害者控除の認定の累計というか、総数ということだと思いますけれども、610 件となっております。

新谷委員

要介護認定は 1 から 5 で 6,113 人、これは 4 月です。そのうち、身体障害者手帳を持っている方もいるとは思っ

ですが、総体的に人数が少ないと思うのです。これをもっとわかりやすく通知すべきではないかと思います。この点についても、広報では知らせておりませんが、どのようにして知らせていくか、この点はでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

税の障害者控除についてなのですが、現在行っているのは、介護認定を新たに受けた方々、介護認定のお知らせをするときに、一緒に障害者控除の制度についてのお知らせを入れているということで、PRといいますが、周知しているところであります。

こういう障害を持った方、介護認定も含めてなのですが、税がかかっている方自体が少ないといいますが、そういう中で、税制改正の中で、平成18年度に新たにこの制度を申請した方が増えたというふうには思っているのですが、今後の周知の仕方といいますが、そういうことに関しましては、その障害者の税控除というのが、介護認定を受ければ、そのまま障害者控除になるという制度ではないという部分、それから税とかの減免とかということではなくて、あくまで税控除の一つという中のもので、私どもがその障害者控除という、こういうものもありますという形で、ぱんと打ち出すというか、そういう形でやっていくのがいいのか、あるいはその税全体をとらまえた控除の中の一つということで、他の税控除もありますので、そういうものも含めた中でお知らせしていくのがいいのか、その辺のことをちょっと検討もして、税サイドとも話しをする中で、いい方法といいますが、そういうものを検討していきたいというふうに考えております。

新谷委員

そういうことですので、市民税課の方も、ぜひ相談して、周知の方よろしくお願ひしたいと思います。

老人保健の高額医療費の償還状況について

次に、あと一つだけ、老人保健の高額医療費の返還状況ですが、それは今どうなっていますか。

福祉部長

老人医療の高額医療の未返還の件数ですが、平成16年9月から19年2月までで2,334件で、金額で1,415万3,000円になっております。

新谷委員

これは、自動的に振り込まれるような手続がされるようになって、大幅に改善したと思うのです。金額的にも大分少なくなっておりますが、しかし、依然として2,000件以上に上っているということで、何とか連絡をとって、お知らせをして、手続をしてもらうようにやっているとは思いますが、ちょっと件数が依然として多いので、この辺の今後の取組についてお知らせください。

福祉部長

今ある件数と金額なのですが、時効消滅とならないように、これまでも個別の事例に対しまして、通知をしてきているのですが、この件数でございますので、なるべくそういう時効とならないよう個別に今後もお知らせして、そして返還をできるだけしていきたいと、そういうふうに考えております。

新谷委員

個別にということですから、電話対応とか、いろいろされると思うのですが、いずれにしましても、今、お聞きしてきましたけれども、市民の皆さんの暮らしを最小限守っていくように、ぜひ努力をしていただきたいということを要望して、質問を終わります。

北野委員

廃棄物最終処分場第2期拡張整備事業について

最初に、桃内の最終処分場の問題ですが、我々が議員でないときの話で恐縮なのですが、最終処分場の用地の購入後、基本設計、実施設計というふうに進んだと聞いているのですが、その認識で間違いはないですか。

環境部次長

今ちょっとそのあたりについて明確に答弁できませんので、再度調べて、後で報告いたします。

北野委員

基本的問題なのですけれども、今回の 2 期工事に当たっての政府の基準がより厳しく改定になったのを受けて、さまざまな費用がかかるようになっております。

それで、私は、質問の中で、いわゆる調整池をやった方が安いのではないかというふうに言ったら、皆さんから土地を、用地を見せられました。そうしたら、この線路から上の方、沢になっている方は、施設のぎりぎりなのです。まさに管理道路とか雨水調整池、浸出水処理施設とか調整池、こういうものを建てるぎりぎりなのです。はかったように購入しているのです。だから、先にそういう基本設計をやって、それから土地を購入したのかというふうに疑問を持ったけれども、いろいろ調べたら、先に土地を買って、そしてコンサルタントに基本設計、実施設計というふうにやっているみたいなので、まずその順序としてどういうふうにやったのかということをお知らせいただきたい。

環境部次長

ちょっとそのあたり、やはり正確に調べてみなければなりませんので、後で報告したいと思います。

北野委員

後で聞いても、議論の前提にならないから、意味のないことになるのです。

通常は、先に土地を買うのです。そして、基本設計、実施設計と普通は進むでしょう。設計図が出て、それから相手がうんと言うかどうかわからないのに土地の買収にかかるなんて、そんなことにはならないわけでしょう。だから、土地を買って、それに合わせてその範囲でやっていただくということだと思うのですけれども、先に基本設計、実施設計のような話を事前にして、見事にその区画だけ買い取っていると、埋立て以外のところは、そういうふうに思えます。当時、談合とかなんとかでないかという議論になって、ゼネコンをここへ呼んで、厳しい追及を議会でやった記録も見ましたが、どうもそういう点では、環境行政にかかわることでは不可解なことがあるのです。

そういう疑問を述べた後、次ですが、最終処分場の 2 期工事分も含めて、浸出水処理施設は、計画、設計、実施したと。それは間違いないですね。いいですね。それにもかかわらず、今度、1 期工事の中で、いわゆるその調整池があふれるのではないかという事態が起きて、そういうことが予想されたので慌てて除雪したということがあつたけれども、2 期工事がやられていない、埋立てがやられていないときに、その 1 期工事だけで既にこういう調整池があふれるという危険が出たというのは、一体これどういうわけなのですか。

環境部次長

その件でございますが、1 期工事のときは、平成 12 年以前の構造指針というものに従ってつくった経緯があります。それは、過去 20 年間の年間の平均降水量。

（「それは、この間聞いた」と呼ぶ者あり）

ええ。繰り返しになりますが、それに基づいてつくっておりますので、それ以上の雨なり雪なりが降った場合に、危険性は当然あり得るということでございます。

（「何言うの。いいの、その答弁で」と呼ぶ者あり）

今の部分で、要するに 1 期のときにつくったものが、2 期がないのにこういう水量がその調整池にかなりの量でたまつたという事実はどうなのかということに対して、今そのように答えております。

環境部長

ちょっと私の方から補足説明しますけれども、当時、ごみの埋立ての区域が下の方から順番にやってきておりますので、上の段の方につきましては、まだごみがすっかり埋まっていなくて、集水設備が底の方に入っ

ておりますから、直接その集水装置の方に水が入り込むということで、通常であればゴミが入っていれば、ゴミの中を通過して出てくるのですけれども、まだゴミがたまっていないところについては、降った雨なり、解けた雪なりがスムーズに出てきますから、そういう部分では水の出る量が多かった。

それともう一つは、その水の、雪の解け方においても、気温とか、それから雨の条件、そういうものが重なって雪解け水が多くなるということもございますので、ちょうどそういうものが重なった時期かということと考えてございます。

北野委員

そういうことも計算して汚水処理施設とか、調整池をつくったのではないですか。だから、今の話を聞いたら、いわゆるマットやなんかを敷いていないからどンドンと、そしてゴミもたまっていないから直接、いわゆるその突堤のところから水が来て、そのまま調整池に走ったと、そういう説明なのですか。そういうことは初めからわかっている話だと思うのです。まだ埋め立てていない 1 期工事のところですから。1 期だってまだ終わっていないというときなのです。どうしてその全体を考えて汚水処理施設をつくったにもかかわらず、それがあふれて危ないという事態になったのかというのが私の疑問なのです。そうしたら、そういうことも計算してつくればいいのではないですか。

環境部長

この施設につきましては、1 期目は、20 年間の平均の年をとって施設計画を立てております。それで、その基準からあふれる場合は、ゴミの区域内でバルブを調整して、中でためておくことができる、そういうことをしてもいいということで、この当初の設計はなっておりますので、今言った、その平成 17 年 4 月のときの状況というのは、雪の量も多かった、それから雪解けのちょうど重なった時期が気温も高かった時期など、そういう浸透水が出てくる量が多いときにぶつかっているものですから、そういうぎりぎりの状況にぶつかったということでございますので、御理解願います。

北野委員

そのときは、政府の方針はどうでしたか。バルブを閉めて、調整池に行かないようにできたのでしょうか。もう平成 12 年の基準が変わったから、そういうことはできなくなったのか。

環境部次長

あふれる寸前と言いましたけれども、そのバルブを閉めるまでには至らなかったということでございます。そのバルブを閉めるに至らないという中で処理できたということでございます。

北野委員

だから、結局、汚水処理施設をつくったけれども、その 1 期工事の最中にこういう心配が出るというのは、この汚水処理施設の規模が小さかったと言わざるを得ないと思うのです。

そこで、今度の 1 期工事、閉鎖工事というのは、補正予算の中に文言が出てこないのだけれども、2 期工事の前提として入っているのでしょうか、予算に入っていないの。

（環境）管理課長

この 2 期工事の埋立閉鎖工事については、一般会計、特別会計合わせて約 11 億円の工事費が計上されておりますけれども、その中に含まれております。

北野委員

だから、1 期埋立地の閉鎖工事、上にシートをかぶせる 2 億円近いのは、この中に入っているのでしょうか。ところが、補正予算では、そのことが読み取れないわけです。それで、いわゆるその 1 期埋立閉鎖工事の内容のあらましを説明していただきたいのと、それから 2 期工事の規模というかあらまし、この 2 点について説明してください。

（環境）管理課長

まず、2 期工事の関係ですけれども、2 万9,000平方メートルの埋立地を新たに造成いたします。それと、その浸出水の低減対策といたしまして、既に埋立てが完了した 1 期分の箇所のうちの一部ですけれども、約 1 万6,000平方メートルに遮水シート、覆土、植栽、こういった工事を施しまして、低減対策として実施いたします。

北野委員

それで、平成12年のとき、結局、構造指針の変更は基準を厳しくしたというふうにあなた方が再三答弁でおっしゃるわけです。先ほどのこととも関連するけれども、国が示した 1 回目の構造指針は間違っていたのではないのか、甘く見ていたのではないのか。だから、12年に厳しくして、今後、そういうことが起こらないように、小樽市ばかりでなくて全国あちらこちらで、政府の判断ミスで困った事態が生まれたから、12年に基準を厳しくしたということではないのですか。違いますか。

（環境）管理課長

基準を厳しくした理由というのは、ちょっといろいろ調べてみましたけれども、はっきりとした理由を示している文献はございませんでした。ただ、従来埋立地内での貯水を前提とした浸出水調整池の容量設定というのが、それに対して、より環境面に配慮して、安全性を高めるという観点から変更したものと受け止めております。

北野委員

環境部管理課長の答弁だったら、国会でも通用する、絶対政府に楯突かない答弁だ。これは、政府のミスだと思うのです、私は。だから、地方自治体から文句が出て、基準を厳しくしたと思うのです。そのあおりを受けて、せんだってから言っているように、あなた方が 2 億円もかけて埋立てが終わったところに特殊なマットを敷いて、汚水が出ないようにせざるを得なかった。市長だって、この変更には頭にきているというぐらいなのだから。

だから、この 2 億円の詳細は聞いていませんけれども、2 億円の部分については、当然国の補助はあるのでしょうね。

（環境）管理課長

この工事について、あらかじめ北海道を通じて環境省とも協議いたしておりますけれども、もともと国の補助制度の考え方で、新設、増設という考え方で、それと既存施設の大規模改修という考え方がございます。この部分について国と協議いたしたところ、この工事につきましては、既存施設の大規模改修に相当する工事だというふうに判断されております。

現在、補助制度、循環型社会形成推進交付金制度と申しますけれども、この制度の中では、その既存施設の大規模改修については、一部の地域のみ認められておまして、北海道の場合は、現在の交付金制度の中では大規模改修は補助制度として認められないとされております。

北野委員

国のミスを小樽市がカバーするのに、補助金は対象外です。一銭もくれない。相当めちゃくちゃな話だと思うのです。こういうのは、もっと政府とかけ合っていたらいいと思うのです。政府の責任を追及しないで、言うがままやっていたら、幾らお金があつたって足りないです。こういう点については、後刻また議論したいと思います。

病院事業会計資金収支計画について

1 点だけ財政問題について。

この間から話をしていますが、6 月19日の市立病院調査特別委員会での我が党の古沢委員の質問に対して、病院の経営が計画どおり進んでいないということが明らかになりました。これに関して聞きたいのですけれども、12月 1 日に、市立病院調査特別委員会が開かれたそのときに、病院事業会計資金収支計画というのが出されているのです。これの変更は必要ないのか。

それから、3 月 7 日の総務常任委員会で資料が出ています。これは、当然収支計画は一般会計の方で責任を持っ

て変更していると思うのですが、そういうことについて、既に出された計画に影響がないのかということをご説明してください。

（樽病）事務局次長

今の御質問は、昨年12月1日の市立病院調査特別委員会に出した資金収支計画を変更する必要があるかということだと思うのですが、先日の6月19日の市立病院調査特別委員会において、その12月1日の計画を変更したものを提出し、報告させていただいております。

（財政）財政課長

一般会計の方の収支計画なのですが、3月7日の総務常任委員会で示させていただいているのは、健全化計画として道に出した部分で、今回、6月19日の市立病院調査特別委員会で示したその病院事業会計資金収支計画とちょっと時点が違う、繰出金の額ですが、一般会計から言えば、病院事業会計への繰出金の額、その部分につきましては、病院事業会計の収支の見直しをしたということで、その部分は多少増減がございます。そうしたら、その部分の増減をどうするかというお話もあるわけなのですが、一応一般会計の方としては、当然に計画ですから、決算が出た時点で、当然計画との差も出る部分については検証も必要ですし、さらにその一般会計の方で言いますと、今後決まる地方交付税の状況ですとか、あと先ほどありました決算の数字を見まして、計画とどの程度違っているのか、そういう計算は当然必要だと思います。

それで、計画の変更ということなのですが、変更につきましては、その計画と実績との差の額にもよるかと思うのですが、今考えているその計画の範囲内で収まる部分については、計画の変更は考えてございません。ですけれども、その計画との金額で、一つの例として、これから決まる交付税の額ですとか、その辺でどの程度の額が出るかによって少々見直さなければならないのかどうか、それは、その時点でまた検討が必要かと考えております。

北野委員

6月19日のときは、もう出納閉鎖期間が終わっているわけですから、病院の方に聞きますけれども、古沢委員の質問が6月19日なのです。だから、その時点で、いわゆる収支計画が狂っているのではないかという指摘があって、それを受けての財政部長の答弁もあったのです。だから、多少上回っても金額が小さければ一般会計の方で持ち出すことはできるかもしれないけれども、金額が億単位になれば、決算とか、今、財政課長が言ったように、交付税が7月中に決まりますから、それで大幅な狂いが出れば、新たな資金の手当は一般会計でしなければならないと、そういう趣旨のことを財政部長は、古沢委員の質問に答弁しているのです。それで、私は、そういう事態になったとき、一体財源をどこに求めるのだろうかという心配があるから、最後の質問になりますけれども、これはどうふうにお考えですか。

財政部長

確かに、言われますように、今年のまず交付税の動きが大きいのは間違いない。また、病院の状況を含めまして、一般会計のほかの執行状況等々で、やはり今後のその辺の動きというのは出てくる。また、今後、今年度の第3回定例会、第4回定例会で、これから補正もあるかもしれませんが、その部分につきましては、当面そこで必要な財源ということになりましたら、第2回定例会で計上させていただきました、いわゆる雑入で対応させていただくかもしれませんが、最終的にはその部分がどれぐらいの範囲におさまるのかと、その部分で最終的な財源調整というのは考えてまいりたいと思います。

北野委員

交付税が決まり、それから決算が確定しないと、財源についてどうするかは具体的には言えないということですね。

財政部長

最終的には、そのとおりでございます。

委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時34分

再開 午後 3 時00分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

（環境）管理課長

先ほど北野委員の御質問に答弁を保留いたしました件で、答弁させていただきます。

廃棄物最終処分場の用地の購入時期ですが、平成 7 年度に基本計画を策定後、平成 8 年度におきまして、ほとんどの用地を取得しております。

委員長

質疑を続行いたします。

自民党。

井川委員

中央バス山手中通線の運行時間について

市民部にお尋ねいたします。

先ほど、斎藤博行委員の方から、冬期間の山手中通線の継続運行について質問があったのですが、私の方は、運行時間についてなのです。

運行時間は、10時から3時半までと、先ほどおっしゃっていました。実は、私も乗車してすごく便利で、駅をおりたらすぐバス停で、そこで乗ったらもう何歩か歩いたら市役所へ着くという、大変便利で重宝なバス路線なのですけれども、非常にその運行時間が短くて、帰りの便が全然ないのです。ですから、せめて市役所が業務をしている時間帯ですか、それがやはり、その時間はなければ来庁者だって必ずしも10時から3時半の間に来て利用されるということはないし、しかも市の職員も、駅前から乗ってきたら本当に便利で、帰りも非常に便利なのです。ですから、そんな部分でちょっと一考していただきたいということと、市民会館などで、例えば催物なんかがありましたら、駅から来ても大変楽なのです。あそこは上りを歩いていくのも大変ですから、催物なんかでも非常に効果があるということで、中央バスは、客が10人乗ったら大体営業的にはよろしいのではないかとということが、この間の新聞に出ていました。朝里の循環線はちょっと赤字だということで、私も気をつけて見ていたら、9人ぐらいはいつも乗っているのです。だから、ほっとしているのですけれど、そんな部分で、できましたらその辺も含めて、時間をもうちょっと考慮していただきたいということで、よろしく願いいたします。

（市民）総合サービスセンター 所長

山手中通線のバスの関係でございますけれども、先ほども申し上げましたが、現在、10時から3時半までということで12便運行しております。これにつきましては、1台のバスと1名の乗員ということで、勤務等の関係でこういった形で現在は運行しているということでございます。

ただ、バスの時間の延長につきましては、利用者の方から多くの要望が寄せられているということで、中央バスとしても十分承知しておりまして、内部で今かなり検討しているということでございます。

井川委員

よろしく御検討願います。

銭函パークゴルフ場の料金について

次に、銭函パークゴルフ場の件なのですが、近隣にたくさんパークゴルフ場があるのですが、まあ天狗山はちょっと別としましてパークゴルフ場の高齢者、特に70歳以上の料金なのですが、私もちょっとずつと見てみたら、今、どこのパークゴルフ場でも、市外・市内を問わず70歳以上であれば、皆さん半額だという、そういう表示をしている地域が多いのです。

銭函パークゴルフ場の場合は、小樽市内の方だけで、市外の方は普通料金でしょうか。

（教育）生涯スポーツ課長

銭函パークゴルフ場の高齢者料金についてでございますけれども、委員のお話のとおり、市内に住所を有する70歳以上の者ということになっております。これにつきましては、平成17年度からの全庁的な使用料の改定に基づきまして、市の施設の使用料体系を一律に定めたものでございまして、銭函パークゴルフ場だけを市外の方も高齢者料金の対象にするということは難しいものと考えております。

井川委員

大変難しいということは、私もよく認識をしております。けれども、大変あそこの地域は特殊で、すぐそばに三つほどパークゴルフ場がございます。そして、全部が70歳以上を割引しているわけですから、私どもが行っても、小樽市の人が行っても、ほかの例えば余市から来ている、いろいろなところから来ても半額なのです。銭函パークゴルフ場だけどうしてなのだという御意見がたくさんございますし、そして、しかもすぐ道路を挟んで前が無料のところなのです。そういうパークゴルフ場銀座と言ったらおかしいのですが、たくさんある中で、非常に条件が悪いということで、指定管理者の方も、たくさん入れればそれだけやはり利益も上がるわけですから、それが例えば400円で、普通料金であるからと来ない方もたくさんいると聞いておりますので、できればそういう検討を進めていただきたいという私の要望でございます。

教育部中村次長

社会教育施設、あるいは今の市内の体育施設の料金の関係でございますけれども、小中学生が無料、これは市内・市外問わずにしております。それから、高校生についても半額というのも、これも市内・市外問わずにしております。高齢者のみ、市内の方々に限らせていただいております。そういう流れの中、いろいろな理由がございますので、当然小樽市以外の方に御利用いただく部分の減免をする必要があるかどうか、そういうことが一つ。あるいは、小樽市内の方々が御負担される社会保険料の額が、ほかの地域よりも高いということも当然ございますし、そういうようなことを総合的に勘案して、次の料金の見直しのときに考えたいと思っております。

成田（晃）委員

銭函ではパークゴルフ場にぎわっておりますから、中心部の方にも、ぜひつくっていただきたいと思えます。

自治体病院の経営健全化について

先日、道新に載ったのですが、道内の自治体病院が経営健全化していただきたいという、そういう考え方から、支庁と、それから市と町の間で連絡協議会を立ち上げることが、新聞に出ていたのですが、20市町に20か所つくり、不良債務を抱えている病院の中で、10億円を超える病院を持つ自治体に設置するということを書いてあるのですが、ただ新聞の記事に小樽市の名前が載っていないのですが、それはどういうことか、お知らせください。

（樽病）事務局次長

6月28日の北海道新聞に載った記事でございますが、この記事では、平成17年度の決算で赤字を抱えている20の

市や町を対象ということで書いております。

御存じのように、小樽市の病院事業会計は、多額の不良債務を抱えておりますが、表面上、17年度決算では、それが出ておりませんので、その20市町の中には入っていない、そういう記事になっております。

成田（晃）委員

確かに、平成17年度のときには、44億円の累積赤字は別な会計にあったものですから、病院事業会計の方には行っていなかったと、そういう状況になるわけですけれども。小樽市以外に、道内でこういう累積赤字を抱えているというのは、10億円以内、黒字を出していない自治体病院というのはかなりあると思うのですけれども、市立病院調査特別委員会を立ち上げて病院建設に向かうときのそういう状況のときには、もう既に44億円の赤字を抱えたままスタートしていったということなのですけれども、それ以来、小樽市の皆さんの努力で、単年度赤字というのはできるだけ出さないように努力してきたのですけれども、これが今ここで44億円の赤字を表面化されて、そしてこれを解消していかなければならない、そういう状況の中で、現在勤務している小樽病院の職員の人たちというのは、それを抱えていかなければならない、今までの44億円を背負って、そしてこれを返していかなければならないという大変な努力が必要だと思うのです。その中で、やはり小樽病院の職員の努力ですとか、そして市民に対して、今まで積み重ねてきたこの赤字をどう理解してもらっていくか。今、単年度赤字は出していませんから、その努力をずっと記載して、市民に知らせてやった方がいいと思うのです。

今、病院を建て直すために努力したその事柄から、そういうことを理解してもらって、新たにスタートするのだという、そして今、市の職員となって、そしてこれを返していかなければならない現場の職員というのは大変な思いをしていると思うのです。それを、やはり市の職員一丸となっていかなければならない、その思いをどういうふうにして周知していくのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

（樽病）事務局次長

確かに、今、成田晃司委員がおっしゃるように、この44億円は、平成5年度から平成11年度までの7か年の一般会計と病院事業会計の間の借入金が積み重なって、それが夕張問題を端に今表面化して行って、18年度決算では、これを病院事業会計が抱えなければならないのですが、おっしゃるとおり、相当な努力が要ります。それで、私も、病院の中でも、今おっしゃったように、これは5年度から11年度までの過去の赤字ではあるけれども、病院事業が抱えているということでは以前から変わっていない。それを、今まで解消してこられなかったのであって、今ここで何とか解消するのが大切だということで、医師も含めて、全職員に今説明会を開いて、経営状況、それから我々が今何を改善して、どうしていかなければならないか、そういうことをやっております。と同時に、今おっしゃるように、市民にもこのことをわかってもらえるようなどという広報の仕方があるか、その工夫もしていかなければならない、そのように思っております。

成田（晃）委員

これは、やはり大事なことだと思います。市民が理解して、協力してもらって体制をつくっていくということが、これからの病院を維持していくのに大切なことだと思いますから、協力してもらうことを第一に考えていただきたいと思います。

また、この道で設置する連絡協議会には小樽市が入っていないということなのですけれども、これはどのような形で、これからこれらが進んでいくのでしょうか。

（樽病）事務局次長

実は、この協議会は、20の市や町と北海道がつくるのではなくて、各、例えば後志管内であれば後志支庁と、小樽市がつくとすれば小樽市がつくる。そういうことで、道内に20個の連絡協議会ができるという内容でございます。

私ども小樽市については、平成17年度のこの20市町には入っておりませんが、以前から多額の赤字を抱えている

ということは、北海道も小樽市も認識しておりまして、特に前回の市立病院調査特別委員会でも話しましたが、起債の協議に向けて、具体的にその解消計画を、5年間で解消する計画をつくって協議しております。そういう意味では、改めてここで連絡協議会を設置する必要があるのかどうか、その辺も後志支庁と連絡をとりながら調整しているところでございます。

成田（晃）委員

これは、北海道だけの問題でもないと思うのです。全国にも、こういう自治体病院というのは赤字を抱えて、そして不採算部門をやらなければならない、そういう自治体病院の体質というものがあると思いますから、これをやはり個々の自治体がそれを賄うのではなくて、国全体でそれを賄えるような、補てんをしてもらえりような、そのような動きを、全国組織でこういう協議会みたいなスタイルで動いてもらえるようにしていただきたいと思えますけれども、これに対して、どのような進め方が一番いいのか、市長の考えがありましたら。

市長

私、新聞記事しか承知していませんので、中身はよくわかりませんが、病院経営にとって効果的なものであれば大変よろしいのしょうけれども、どういうものになるのかわかりませんが、ただ、今、国の方は、先般出ました骨太の方針で、総務省の方は19年内に各自治体に対してこのガイドラインを示しまして、経営指標に関する数値目標を設定して、新たな改革プランを策定するようという指導が来ると思っていますので、その中で、いろいろな部分で検討していきたいと思っています。

成田（晃）委員

やはり自治体病院を経営するのは大変な自助努力が必要ということだと思います。市民のために、設置していくわけですから、ぜひ努力をしていただきたいと思えます。

町会活動支援員制度について

また、質問をかえすけれども、代表質問で質問させていただいた、市職員と町会を結ぶ町会活動支援員制度についてお伺いしますが、町会との話合いというのは、どのような話合いからスタートしていくのか、その辺からお伺いしたいと思います。

（市民）総合サービスセンター所長

このことにつきましては、総連合町会の関係者と打合せをしております。これにつきましては、6月27日、先日まででございますけれども、総連合町会の三役会の方にお邪魔させていただきまして、この制度について、私どもの考え方を説明させていただきました。そして、引き続き、今度7月20日前後になるかと思えますけれども、総連合町会の理事会、これは各連合町会長が集まった会でございますけれども、その中で説明させていただく。そして、総連合町会の御意見を伺って、その後また各町会長、そのほかの御意見を伺って進めていきたい。あと、総連合町会の事務局と調整しながら進めていきたいというふうに考えております。

成田（晃）委員

市の職員というのは、職員全員の話ではないですね、この間の答弁で言われたのは、幹部職員ということなのですけれども、これは町会単位でやっていくというのは、町会に住まいされている方は、そこに重点配置ということになるでしょうか。

（市民）総合サービスセンター所長

町会活動支援員の関係でございますけれども、これについては、まずは市の職員の中で、実際に町会の役員をやっている者、管理職それから一般職を含めていると思えます。一応その者に、そのまま支援という形をお願いしたいというふうには考えております。実際、大体11の町会がございます。

あとそういった職員のいないところにつきましては、各町会の方から御要望をいただいて、そして配置を希望するところについては、一応管理職を配置していきたいというふうに考えてございますけれども、それについては、

例えば郊外の町会ですと、実際に職員が住んでいないところもございますので、これらについても一応お話をしながら調整していきたいと思っています。

成田（晃）委員

これにより、町会の活動は、大変活動範囲が広がっていくのではと思うのですが、町内だけだと思いますけれども、地域との密着度がとても強いものですから、市の職員の人たちが町内に入って、そして活動してもらうということは、まち全体が市の職員の人たちがかわってくれることによって大変活気づくと思うのです。そういう意味からも、ぜひやっていただきたいのです。

道路の維持管理について

ただ、冬の問題も抱えなければならない。小樽には、冬、雪が降るものですから、雪の問題などで特に大変な状況になってくるのです。その状況の中で、冬の間、除雪ステーションをある程度委託して、ほとんど除排雪はそこでやってもらっているわけです。ただ、それが夏になると、解散してしまって、そこに人がだれもいなくなってしまって、また夏になると別な業者が来て、町内の道路とか側溝の維持、そういうのを見て歩かなければならない。これを 1 年間通して、ステーションを担当している業者が、通年でその管理をしてもらって、そして町会に加わった市の職員の人たちが、そこで見る場所というか、そういう活動をして、そして町会とのそういうつながりを濃くしていく、それが市民にとっては一番ありがたい話になっていくのではないかと思います。

冬の間は雪が降りますから、雪が降ったときには、この路線というのが決められていますから、そして毎日入らなくていいところに毎日入ったりしている路線もあります。ただ、ステーションとしてはやらなければならない。それを、町内に市の職員がいれば、「そこは 3 日前に入ったから、今日は入らなくてもいいよ。だけど、この路線に入っていないから、ここをお願いしたい」という、町会の気持ちというのが出てくるのです。だから、これからの除雪の範囲の中で、そういうような町会と市との連携プレーの中で、こういう除排雪の問題から、ステーションの問題から、いろいろ膨らませていかなければならない部分が出てくるので、その辺を研究課題にしていきたいと思いますけれども、どのような考え方を持っていますか。

市民部長

今、委員の方からいろいろお話がございましたけれども、私どもとしましては、基本的には、そういった形で支援員が町会とのパイプ役になって、調整、あるいはまた我々の方からの情報発信、あるいはまた町会からの御要望を聞くということで今考えてございますので、そういった中から冬場の除雪の問題、あるいはまた側溝等々の問題、さまざまな問題が出てくるのではないかというふうに思っていますけれども、今のところ、私どもとしましては、ある程度そういった意味で町会との意見を交換する中で、支援員がどういう活動をしていくのか、庁内的にどういう体制で連携をとっていくのか、それは今後詰めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

成田（晃）委員

除雪対策のステーションの方では、そういう何か発展的な考え方はありませんか。

建設部次長

市民の方が、直接その除雪ステーションというのですが、町会というか、そういうものに入った形でのそういう活動というか、そういうやり方をしてはどうかとの御提案ですけれども、現在、六つのステーションで、市の方で分けて、各地域で除雪・排雪、そのほか砂まきとか、そういうふうに一元化した形での業務委託でやっている形ですけれども、当然その中では、地域格差ということがございまして、市の方で、その地域格差がないような形でコントロールをしてくれるようにということだと思います。ただ、各地域のいろいろと格差が、地域的な要望等もございまして、その辺のコントロールも必要なのですけれども、逆にそれがあまりにも市民の方の意見が強すぎて、バランスが崩れるということもございまして、今、御提案されたそれを実施するのはちょっと難しいかと、お聞きした限りでは感じております。

成田（晃）委員

言いたいことは、ステーションのことに限って言えば、市内に六つのステーションを持っていて、そしてステーションの中に業者が張りついているわけです。ステーションで、冬は除雪していますが、夏はそのステーションは解散するものですから、冬に傷めた道路を、ステーションの人たちは解散して、そのままほったらかしにしている状態です。そして、市に要望が来て、そして今度それを改修していかなければならない。直して歩くは別の業者なのです。だから、それを 1 年間、そこでステーションの人たちに預けてしまえば、そういう傷んだ道路とか、側溝とかというのは、自分たちの負担で直さなければならぬとなったら、冬の間の除雪とか、そういうものには少しは手を加えるというか、手心を加える、そういうような状態になっていくのではないかということで、そしてステーションも 1 年間の通年にしたらいいのではないかということです。その通年になるには、やはり市の職員の人たちも、その連絡調整役になれるように町会の役割の中に入れていったらどうかということを言いたかったわけです。

建設部長

御趣旨の部分は、要はその地域の道路なりの部分は、四季折々の業務に対して、一 J V なりが携われというお話かと思うのですが、今、国の方では、国道の部分ですけれども、夏冬の一貫した委託をしているという状況は実際にあります。それが、地元小樽の中でそれはどうかといいますと、うちをあくまでも細分化された工事を発注してまして、多くの業者に受注機会のチャンスをとということで、ある程度工事もランクに分けて分散し、数についても増やしたりというような発注をしているような状況もございますので、全くその六つの団体だけに仕事が行くのもいかがかということもありますし、ただ、国もやっていて、何か効果もあるという部分も聞いていますので、いま一度御趣旨について検証させていただいて、何ができるのか、ちょっと研究はしてみたいというふうには思います。なかなか一遍にはできませんけれども、そんなふうに考えます。

成田（晃）委員

ぜひ研究して、市民が喜ぶように、そういう環境をつくっていただきたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

高橋委員

最終処分場工事の実施設計の入札について

代表質問にかかわって、何点が伺います。

初めに、建設部ですけれども、最終処分場の 2 期工事の実施設計の入札について代表質問でお聞きしましたので、何点が確認をさせていただきたいと思います。

まず、1 期工事、2 期工事の実施設計の入札方式と、それから落札業者と金額を、それぞれ教えてください。

（建設）庶務課長

1 期につきましては、平成 8 年に行いまして、指名競争入札を行いました。その結果、当時、北海道開発コンサルタント株式会社が落札いたしまして、落札金額は 7,350 万円でございます。

2 期工事の入札方式でございますが、公募型競争入札を採用しております。落札業者につきましては、株式会社ドーコンで、落札金額は 1,650 万円でございます。

高橋委員

それで、入札業者の数を教えてほしいのですが、1 期と 2 期、それぞれお願いします。

（建設）庶務課長

1 期工事につきましては、指名競争入札の中で、6 社の指名をしております。

2 期工事につきましては、公募型競争入札でございますので、公募しまして、2 社の応募がありました。

高橋委員

それで、1 期と 2 期、入札方式が違うのですけれども、これを変えた理由を教えてください。

（建設）庶務課長

いろいろな工事の入札につきましては、透明性、競争性を高め、談合防止ということもございまして、入札方式を変えている経過の中で、平成 8 年度におきましては指名競争入札という形をとっておりましたが、その後、公募型競争入札を導入しまして、競争性を高めた入札方式にしたという経緯でございます。

高橋委員

もう一つは公募型ですから、いろいろな業者が参加しやすいという、そういうこともあるのではないですか。

（建設）庶務課長

行政側は、指名をするということではなくて、ある程度の要件を備えた業者はだれでも参入できるという要件になっていますので、いろいろな方々が参入しやすいという形になっております。

高橋委員

それで、予定価格について聞きたいのですが、それも 1 期、2 期、お願いします。

（建設）庶務課長

1 期工事につきましては 7,420 万円、2 期工事につきましては 1,743 万円でございます。

高橋委員

1 期工事は、もう大分古いので、何か資料等もないようですから、2 期工事についてお聞きしますけれども、この予定価格の 1,743 万円の算定方法、中身、これを教えてください。

（建設）建設事業課長

予定価格の算出方法ですが、価格の構成には、人件費とか、人工（人の数）とかの経費とか、そういったいろいろなものがございます。

それで、今回、採用いたしました方法といたしましては、我々が知り得る単価、設計の、例えば打合せ代ですとか、旅費とか、そういったものは北海道の単価がございまして、また、人件費、主任技師とか、そういったものについても道単価がございまして、そういったものについては、我々の単価を採用しました。

ただ、人工については、非常に特殊な工事でございますので、これにつきましては、道内 6 社のコンサルタントから人工の見積りを徴しまして、その平均をとって算出したということでございます。

高橋委員

この 6 社から見積りをとったということですが、落札業者から見積りも入っていますか。

（建設）建設事業課長

落札業者はドーコンですので、その会社から見積りは取っております。

高橋委員

それで、1 期目は 6 社入札があったと、2 期目は公募型にして、2 社しかないということで、非常に不思議だというふうに思うのですけれども、建設部としては、これはどのようにとらえていますか。

（建設）庶務課長

どのようにと言われましても、入札する方としましては、あくまでも参加する機会を広くしたい、談合防止ということもありまして、公募型で 2 期工事はやったものでありまして、その結果が、応募業者が 2 社しかなかったということしか言いようがありません。

高橋委員

そういう答えになると思います。

それで、気になる点は二つです。一つは、1 期目の業者と、それから 2 期目の落札業者が同じ会社であるということですが。

それからもう一つは、そもそもその見積り、設計したときではなくて、予定価格をつくったときの見積りがどうだったのかということで、私は、高かったのではないかとこのように考えているわけですが、この 2 点、いかがですか。

（建設）建設事業課長

1 期と 2 期の業者が同一だったというのは、それは結果ということでございます。

2 期の部分の実施設計の費用につきましては、このつくり方が我々土木の工事の積算要領というのはございますが、その中にそういう特定の積算が確立されていないものについては、5 社以上を見積りを徴して、その中で平均して行うようにという、そういったものを準用してやっておりますので、その価格については、我々は妥当性があつたものと考えております。

高橋委員

心配するのは、やはりその特殊なもの、見積りをとった場合に、要するに比較するものがないというのが非常に問題かというふうに思っています。

以前も、ごみ焼却場の談合問題で、必ず見積り合わせをしたときに、高い見積り合わせをして、結局は工事価格をつり上げていったという、そういう事実もあつたわけで、今後の課題として、この見積りをとったときの見積りの扱い方というか、判断の仕方、これはやはりいろいろ検討が必要かと思っておりますけれども、これはいかがですか。

建設部長

今、課長の方から、積算のルールについて話をしました。原則的には、こういう特殊なものについて、国なり道の工事の要綱はございません。その中で、今、課長が話したように、こういうような特殊なものについては、5 社以上の業者から人工見積りをとって、要は人工だけは参考にしなさい。それ以外の労賃、さらには経費等々については、北海道が定めた要綱で作成せよということございまして、この点をどうするべきかという点についても、やはり国なり道の指導を受けた中でやらざるを得ない。こういうものは、やはり市が税金を使った話ですので、市独自という算定方法よりも、国・道の算定基準に沿ってやらざるを得ないということございまして、その点については御理解をいただきたいと思っております。

高橋委員

やはり情報収集して、その妥当性がどこにあるのかという判断はある程度持ってほしいと思うのです。それでなければ、これからいろいろあるかと思っておりますけれども、何回もあることですから、それについてはぜひ要望したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

企業誘致について

次に、企業誘致について、何点かお聞きしたいと思います。

これも代表質問で伺いましたけれども、銭函工業団地の立地企業数と、それから分譲率、それについて、石狩湾新港も含めてお願いします。

（経済）三船主幹

まず、銭函工業団地についてですが、立地企業数は、平成 18 年度末で 117 社、分譲率は 84.9 パーセント、また石狩湾新港地域につきましては、これは小樽市域に限っての部分ですが、立地 71 社、分譲率は 46.5 パーセントとなっております。

高橋委員

年度ごとの資料をいただきましたけれども、緩やかに微増しているというふうにわかります。それで、これについてはどのようにとらえているか、それをお聞きしたいと思います。

（ 経 済 ） 三 船 主 幹

この10年ほどを見ても、委員がおっしゃったように、微増と申しましょうか、石狩湾新港の団地につきましては、60社前後だったものが70社以上ということで、確実に年当たり一、二社ずつという感じで増えたということで、この数年間、ほかの地域の、私と同じ仕事をしている人たちと話をしますと、なかなか企業立地が進まない、むしろ減っていったという地域がある中で微増という形に持ってこられたということは、本市の持つ知名度ですとか、ブランド力とか、そういうものの強さというか、その表れだと思っていますので、こういった強さを生かしながら進めていくべきというふうに考えております。

高橋委員

それで、企業立地促進条例の関係で何点かお聞きしましたけれども、この中で、職員による企業訪問というのがありました。これは、だれがどのように訪問して、アピールして、営業しているのか、それを教えてほしいと思います。

（ 経 済 ） 三 船 主 幹

企業立地促進条例の優遇制度のPRということで、その関係ですけれども、まず問い合わせがありました企業を尋ねる、そして話をするというのももちろんのことですけれども、そればかりではなくて、個人的なつながりですとか、また仕事でのつながり、さらには小樽とつながりのある企業、そしてもう既に市内で操業されている企業などに私がお伺いする機会というものはあるのですけれども、その際にお話をして、簡単な手づくりのチラシなどもお持ちして、そこで情報収集と同時に、こういう制度もあるから、PR、協力をよろしく願いますということで依頼を申し上げております。

また、企業ということとは少し違うと思いますが、結構工場用地を求める際に、不動産関係の業者の方からの問い合わせなどもあります。そういった、その方が工場を自分でつくるということではないですけれども、不動産を扱っている業者の方に話などをして、立地を勧めてもらうということもしております。また、地主のところに行ってお話ししたこともございました。

高橋委員

それで、この優遇制度の内容と、それから平成18年度の結果、これを教えてほしいと思います。

（ 経 済 ） 三 船 主 幹

優遇制度の内容についてのお尋ねでございますけれども、小樽市内に製造業の工場ですとか、倉庫等の物流施設など、これらを新築されまして操業を開始した場合で、その建物、それから新たに購入、整備をした償却資産、この評価額が合わせて5,000万円以上あった場合に、その新築した建物と、それから償却資産、さらにその建物の敷地となる土地、これらについて固定資産税と都市計画税を2年度分免除するという内容になっております。なお、この制度につきましては、工業団地のみではなく、小樽市全域に適用するというようになっております。

また、昨年度の該当企業についてでありますけれども、8社ございました。地域も含めて説明をいたしますと、銭函3丁目、銭函工業団地の地域なのでございますけれども、3社ございました。すべて製造業でございます。銭函4丁目、5丁目の石狩湾新港地域についてでありますけれども、こちらでは2社ございました。1社は製造業、1社は倉庫業でございます。その他、奥沢では試験研究施設ということで1社ございまして、色内では製造業で1社、祝津では製造業で1社、合計8社ございました。

高橋委員

この優遇制度の効果が結構表れているというふうに思うのですけれども、平成19年度の状況について教えてください。

（ 経 済 ） 三 船 主 幹

平成19年度の状況と申しますか、見込みということで答弁させていただこうと思いますが、現在、5社程度から

問い合わせと申しますか、該当になるだろうと思われる企業がございます。1社のみ倉庫でございまして、残りはすべて食品ですとか、金属製品関係の製造業ということでございます。

高橋委員

それで、今後の話なのですが、具体的にどういうふうにならに進めていくかというのが非常に課題であると思います。これについては、どのように考えておりますか。

（経済）三船主幹

今後の進め方についてでありますけれども、まず本市は非常に知名度が高いということが言えると思いますが、これは観光都市としての知名度という部分が大きいのかというふうに思われます。工業団地ですとか、機械・金属などの高い技術もあまり知られていないというふうに感じております。これらにつきまして、さまざまな機会に、本市にゆかりのある方々はもちろん、例えば本市の企業の大都市圏にある出先ですとか、あと小樽商科大学の同窓会ですとかゆかりのある部分、いろいろな部分で本当をお願いを申し上げて、PRをしていきたい。既に、東京につきましては、今月の中旬に、私が数社お訪ねして、御協力方をお願いしてまいりました。さらに、今年度中には、産業動向調査ということで企業の設備投資の意向等をアンケートさせていただき、その結果を分析してターゲットを絞るということを考えております。それを、今後の企業訪問に有効に役立ててまいりたいと考えております。

高橋委員

この企業誘致の最後に、トップセールスも含めてということで、今後の考え方として、また予定として、市長の考え方、予定がありましたら、ぜひお願いします。

市長

今、企業誘致の担当主幹から答弁がありましたけれども、訪問予定と申しますか、特にあれば私も積極的に邪魔をしているいろいろお話をしてまいります。

今、この企業誘致と言われているのは、以前は、安い土地があればということが主だったのですが、今は、どれだけいい人材が集まるかとか、それから周辺に提携する企業があるかどうかという、そういうふうになんか状況が変わってきているという話も聞いておりますし、それから道央圏で言いますと、結局地域間の競争にもなっています。今また、恵庭市で新しい工業団地の造成が始まっているという話も聞いていますし、ですから、それぞれの地域でいかに有利な条件を示して来ていただくということが非常に重要な課題でありますので、これからはそういったいろいろな状況も踏まえながら、石狩開発株式会社等と連携をとりながら、誘致活動、場合によっては私も出かけて行って、直接行ってお願いしてくると、こういうことで進めていきたいと思っております。

高橋委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

開かれた学校づくりについて

それでは次に、教育委員会に質問したいと思ひます。

開かれた学校づくりということで質問をさせていただきます。

初めに、改めてまた伺ひますけれども、開かれた学校の考え方について、教育委員会のお考えをお聞きしたいと思ひます。

（教育）指導室主幹

開かれた学校につきましては、単に施設を開放するというだけではなく、保護者や地域の方々が学校に入り、また教員が地域に入るなど、双方向で情報の発信・受信や交流を行うことというふうを考えております。

高橋委員

それで、今まで具体的に小樽市教育委員会として取り組んできた内容についてお示しください。

（教育）指導室主幹

開かれた学校につきましては、あおばとプランにもそれを位置づけておまして、各学校で地域公開日を設けることや町会での学校だよりの回覧、また、育む会などの活動への参加など、取組を行っているところでございます。

また、年度の初めに、校長の学校経営方針や学校の特色ある教育活動などにつきまして、PTA等で説明会を開いたり、その内容の文書を保護者や地域に配布・回覧するなど、そういう学校が徐々に増えております。

高橋委員

学校評議員制度について

それで、学校評議員制度について、何点かお聞きしたわけですが、現実問題として、教育委員会として、この制度が始まって、どのような変化があったのかということをお聞きしたいと思います。

（教育）学校教育課長

学校評議員制度についてであります。これは、平成12年に学校教育法施行規則の改正により位置づけられたわけですが、小樽市におきましては、14年度のモデル事業を経て、16年度から本格実施してきております。それで、まず3年を経過したわけですが、その中で徐々に浸透してきておまして、学校評議員制度に対する評価自体も、小中学校41校中37校で成果があったという認識を持っておまして、17年度におきましては、これが30校、成果があったということで判断しています。年々その成果が上がってきているという実態になってきております。

高橋委員

具体的な成果があったということですが、その内容を教えてください。

（教育）学校教育課長

その成果の内容でありますけれども、いろいろその项目的にはありますが、多い项目的なものとしては、「学校経営、教育活動に対する地域からの連携、理解、協力が進んだ」あるいは「地域の声や実態等さまざまな情報が学校に伝わるようになった」あるいは「子供の安全確保に対する意見が得られた」など、多数の項目にわたっております。

高橋委員

よくわからないというか、見えないのですけれども、例えばその開かれた学校という、そういう観点から見たら、どうですか。

教育部川田次長

この評議員制度は、今お話ししたように、校長が評議員に対して、自分たちの学校に関してその学校経営に対して諮問をするとか、意見を聞くというものでありますので、そういう中で、今まではそういう制度がなかったわけです。ですから、その地域の声を取り入れて、それを校長が自分の学校経営に生かしていくという形になってございますので、そういう部分からいって、この制度を導入していくことによって、地域と学校の間が非常に近くなってきたというふうに私どもとしては考えてございます。

高橋委員

近くなったということですが、開かれた学校に近づいたということではなくて、距離が近くなったという、そういうとらえ方ですか。

教育部川田次長

当然住んでいる学校の距離が近くなれば、評議員の方も学校に出向く、校長もその地域の方に近づくという形は当然ありますし、そういった形では、近くなったことによって、より開かれた学校になってきているというふうにも思っておりますし、教育長が高橋委員の御質問にお答えしましたが、銭函地区など、四つのその小中学校の連絡評議員会が結成され、それぞれお互いに情報交換をしながら、そういった開かれた学校に対して意見交換をしている状況にもございますので、そういった活動を市教委としても、今後、ますます進めていきたいというふう

に思っています。

高橋委員

一遍にできるというふうには私も思っていないけれども、やはり具体的な対策が必要かというふうには思っています。というのは、教室の中で発言するその教員の影響というのは大変大きいものだと思います。以前もありましたけれども、国旗の問題でいろいろPTAともぶつかったこともありました。私の経験からも、何回かそういうのがあります。けれども、具体的な内容というのは、子供たちを通してしか私たちは知り得ない。そういうことを考えると、もっとその開かれた学校という、定義はたくさんあるかもしれませんが、私たちがあなるほど、学校はそういうことをやっているのかという情報ができるだけ多く伝わってくるような内容でなければ、そういう方向に進まなければ、難しいというふうに私は思っています。

ですから、閉鎖的というふうに言われていますけれども、あまりこれは変化していない、変わってきていないかというふうに思うのですが、教育委員会としては、この点をどのようにとらえていますか。

（教育）指導室長

委員がおっしゃるとおり、地域の方々とか保護者、情報の受け手だけでなく、情報の共有者として、学校と一体となって教育を進めていくというのは大変重要なことだと考えておまして、あおばとプランに位置づけて今進めているところですが、その中の一つの取組として、保護者アンケートというのをやっているのですけれども、学校の取組に対して、保護者の方にアンケートをとっているのです。これは、平成17年度まではほとんどなかったのですけれども、18年度にあおばとプランを始めてから、18年度で小中学校合わせて28校において保護者アンケートに取り組みました。

また、19年度においては、36校において保護者アンケートに取り組むという予定になっております。ただ、保護者アンケートに取り組んだ学校の効果について聞きますと、やはり教員が地域の方々、保護者の方々はどういうふうに思われているのか、そういうことを感じておまして、大変危機感を感じて、学校も変わらなくてはいけないという意識、見方で、今年度、学校改善に積極的に取り組むということで、学校に大変活性化がもたらされたと聞いております。やはり教育というのは、信頼なくしてあり得ないと考えております。学校の方で、保護者からいろいろな難題が来て、対応に困っていると、保護者の方から教員の指導に納得がいかないとか、安心して子供を預けられないとか、そんなことをお互いに言っているようでは、なかなか子供をよりよい方向に育てていくことはできないと思うのです。家庭においても、学校においても、さまざまな困難に向かう課題があるのですけれども、その課題の解決に向けてお互いに悩みながら、失敗しながら現在取り組んでいるところなのです。委員がおっしゃるように、お互いに情報を共有しながら進めていくということで、あおばとプランを始めてから少しずつ、徐々に学校全体が変わってきている状況が現在ありますので、温かい目で見いただければと思っております。

高橋委員

教育長の答弁に、垣根の低いという、そういう表現がありました。これはどういうことを指しているのか、もう少し詳しく知りたいと思います。

教育長

開かれた学校づくりについてでありますけれども、前提になるのは、やはり施設だけではなくて、私は何回も言っておりますが、保護者、地域の方から信頼される、それが大きな視点になるかと思っております。そういうことで、垣根が低いということは、先ほど委員がおっしゃったように、子供を通して学校を見るだけではなくて、やはりじかに地域の住民や保護者が学校を見て、どういう経営がなされるのか、どういう活動がなされるかというのをじかに見ることで、それが私は第一ではないかと思っております。一人でも多くの人に学校を見てもらって、ただ単に学校に足を運ぶだけではなくて、というのが、その垣根の低いということです。その一つの手法としまして、先ほど申しましたように、子供を通してだけというのではなくて、やはりじかに校長から、そこの学校の課題でありますとか、

そういうことを聞くというのも一つの垣根を低くする大事な要素になるうかと思えます。その評議員を通して、さらに地域の住民に働きかけていく、また学校にいろいろ物申していく、それが私はさらに垣根を低くしていくのにつながっていくのではないかと思います。

まとめてもう一度言わせてもらいますと、やはり何よりも信頼される学校づくり、それが開かれた学校への第一歩ではないかと思います。

高橋委員

学校を見てもらうというのは、本当に全く私も同感です。ですから、学校の安全性がありますから、だれでもというわけにはいかないと思いますけれども、例えば地域の方で町会の方とか、学校評議員も含め、また P T A の役員も含め、できるだけ受け入れてもらえるような、そういう体制が必要ではないかというふうに思いますけれども、これについてはどうですか。

（教育）指導室長

地域公開日ということで、学校の方で授業公開もしております。平成18年度においては、35校で地域公開日を受けております。子供たちの教育活動を見ていただいた上で、さまざまな御意見をいただいているところです。

それから、実際に地域の方々の御協力を得て教育活動を行っているということで、例えば読み聞かせ活動、これも市内の小学校14校で取り組んでおりますし、さらにはスキーや水泳の指導では小中学校合わせて10校、また社会や総合的な学習の時間においては、地域の方々が16校で協力活動をしていただいているわけです。その中で実際に子供と一緒に活動する中でも地域の方々、保護者の方々の御意見なども聞きながら、また学校評議員の方々の御意見も聞きながら、学校運営を進めているところでございます。

高橋委員

最後に、もう一度伺いますけれども、学校を見てもらうという、そういう方向性でこれから考えていただきたいというふうには思うわけですが、特に小学校はこれから適正配置もあるわけですから、そういう意味で、よりその学校の情報、それから子供たちの情報が少しでも伝わるような、そういう双方向の体制をできるだけ早く、できればモデル校みたいなものを1校つくってもらって、やっていただきたいというふうに思いますけれども、最後にこれを聞いて終わります。

（教育）指導室長

委員がモデル校とおっしゃいましたけれども、今、あおばとプランで、市民に信頼され、開かれた学校づくり、これを全学校において推し進めているところです。1年半になるうとしておりますが、確実に成果が上がってきております。学校を開くポイントというのは、やはり子供たちも、教員も、保護者も、地域の方も元気になることだと思うのです。学校教育が活性化して元気になること、これを今全学校で推し進めておりますので、モデル校というよりも、実際に、先に取り組んでいる学校もありますので、その実践を紹介しながら各学校、市内全体に広めていきたいと考えております。

高橋委員

いずれにしても、これについてはまた常任委員会で議論させていただきたいと思えますけれども、ぜひ具体的になるべく進めていただいて、ぜひ議会でも紹介させていただきたいと思えます。

委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時02分

再開 午後 4 時25分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、北野委員。

北野委員

詳しくは本会議でやりますが、日本共産党を代表して、議案第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 8 号ないし第 11 号に反対の討論を行います。

反対する各号に共通しているのは、職員等の駐車使用料を新たに徴収しようとしていることであります。徴収の理由については、3 点述べておりますけれども、車社会において、通常であれば、経営者は従業員の便宜を図り、小樽市で言えば、市長の責任で公有財産の適正な管理で職員の駐車の使用の便宜を図るのが当然です。それにもかかわらず、給与を削減した上、新たに職員から駐車使用料を取るということには賛成できません。

次に、この予算特別委員会で議論された若干のことについて触れておきます。

最初は、市民の暮らしの問題でありますけれども、今回の地方税法の改悪にかかわって、高齢者や低所得者を中心に、昨年と今年合わせて 5 億 4,000 万円の負担がかぶせられました。これは、ただ単に道市民税の増税ということだけではなくて、各種控除の廃止、縮小によって所得が増えるという計算ですから、国民健康保険、介護保険の所得ランクが上がって、玉突きでこれらの保険料が上がるといことです。これに対して、市民の方は、6 月の納付書が送付された直後、小樽市の窓口が 1 日 300 人を超える方々が押し寄せて、大変な混雑でした。年 7 万円から 10 万円も新たに負担を強いられる市民は、生活のめどが立たなくなるのは当然です。これに対して、我が党は、増収分の一部をいろいろな方法で市民に還元せよと市長に要求しましたが、市長は、温かい配慮をする気がないという冷たい態度であります。

それから、財政再建の問題でありますけれども、これは簡単に指摘をして質問をさせていただきましたけれども、現在ある 14 億円の一般会計の累積赤字と病院事業会計の不良債務 44 億円、これを平成 24 年度までに解消すると。これが、健全化という名に値するののかというのが我が党の問題提起であります。つまり、規模はずっと小さくなったと、それは当然市民のための仕事をずっとやらないということから来るわけでありまして、こういうことで市民を疲弊させ、借金を少ないとはいっても先送りすると、こういうことで政府の新たに定める各種基準というが、比率を満足したとしても、本当に小樽市の健全な財政と言えるのか、あるいは小樽市の健全な発展がこれで保証されるのかということが言えるわけです。市長も、こういう態度というか、選択をせざるを得なかったということについては、やむを得ないということを言っていますが、こういうところに小樽市を追い込んだ自民党や公明党政権の地方財政削減というのは、絶対許されないことだというふうに考えているところです。

それから、港湾部、建設部にかかわる港湾のいわゆる分区条例と建築基準法の不適切な解釈で、本来、分区条例の工業港区で物販をしてはならないにもかかわらず、これを容認している問題です。市の側は、市の公職にある人物がかかわる物販については事実上容認し、他の 1 人の市民の批判だけを抜き出すような対応だったわけですが、しかし不公平というものはあるわけですから、市もこのことが頭にあるものですから、根本的な解決が図られていない。港湾部長は、この点で、これから検討することを約束していますから、関係部局でこの問題を協議し、道理ある解決を図るように要望しておきます。

最後に、桃内の廃棄物最終処分場第 2 期拡張整備事業に関してですが、議論を通じて明らかになったのは、国の廃棄物最終処分場の性能に関する指針、いわゆる構造指針が、実際にはこれまでの基準というのは甘くて、浸出水処理施設などの規模が小さすぎて、汚水の処理ができない事態があちこちで生じていたのではないかと。だから、平成 12 年に変更して、基準を厳しくせざるを得なくなったのです。このあおりを受けて、2 期工事に当たり、小樽市として、第 1 期埋立地閉鎖工事と称して 2 億円近いお金を余計にかけなければならなくなった。しかし、国は補

助をつけようとしていない、すべて小樽市にかぶせる、こういうやり方ですから、こういうことを放置しておけば、自治体の財政が困難にもかかわらず、さらに困難を背負い込むということになると、こういうことについて、我が党として指摘をさせていただいた次第です。

その他、触れたいことが幾つかありますが、時間の関係で、以上で討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 8 号ないし第 11 号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも成田晃司副委員長をはじめ、委員各位と市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。